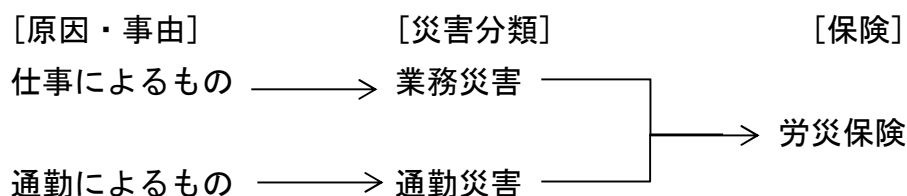


令和1年8月20日発行

## 休業(補償)の給付

労災保険の休業(補償)給付とは、労働者が業務や通勤が原因で負傷したり病気になったり、さらには死亡した時に治療費など必要な保険給付を行う制度です。外国人でも日本国内で働いている限り労災保険が適用されます。逆に海外に派遣される場合には、海外派遣者等の特別加入という制度があります。

休業(補償)給付：業務又は通勤が原因となった傷病の療養の為労働することが出来ず、賃金を受けられない時の給付



※労働災害に健康保険は使えません。

その他 → その他の災害 → 健康保険

<支給要件>①~③のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 業務上の事由又は通勤による負傷や疾病による療養であること
- ② 労働することができないこと
- ③ 賃金を受けていないこと

<支給内容>

休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の80%（保険給付60%+特別支給金20%）が支給されます。

<請求方法>

本人が、直接、労働基準監督署に請求書を提出

<留意点>

休業初日から3日目までは労災保険から支給はありません。この間は、業務災害の場合、事業主が休業補償（1日につき平均賃金の60%）を行うことになっています。

賃金を受けていない日ごとに請求権が発生し、その翌日から2年経過すると時効になります。



## 消費税ポイント還元制度（おさらい）

消費税が10%に引き上げられるのに伴い、消費者に最大5%が還元される「ポイント還元制度」が始まります。

ポイント還元制度とは、消費者が中小店舗で商品やサービスを購入する際に、キャッシュレス決済（クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済など）にて代金を支払った場合に、購入額の最大5%のポイントが付与される制度です。

実施期間は、増税後9ヶ月間とされています（2019年10月1日～2020年6月30日）。

キャッシュレス決済時のポイント還元率について、5%・2%・還元なしの3種類が混在しています。

対象となる店舗には右のロゴ入りのポスターが貼られ、経済産業省のホームページでも対象店舗を公表しています。

但し、制度の対象外となる大手企業についてもキャッシュレス支払時に、自社ポイントを上乘せする等の独自のポイント還元策を検討しているようです。



ポイント還元率表

ポイント還元率	対象店舗	支払方法	実質税率 ()内は 軽減税率
5%	中小企業や個人が経営する 小売、飲食、宿泊など	キャッシュレス	5% (3%)
2%	コンビニ、外食、ガソリンスタンド などのフランチャイズチェーン		8% (6%)
(還元なし)	上記以外の店舗 大手スーパー、百貨店など		10% (8%)
	すべての店舗	現金	

ポイント還元対象外の商品・サービスは以下のものです。

- ・換金性の高い商品、金融商品（商品券、切手等）
- ・住宅、自動車
- ・収納代行サービス、代金引換サービス
- ・非課税のもの（マンションの家賃等）